

鳥羽市行政常任委員会会議録

令和4年12月12日

○出席委員

委員長	浜口 一利	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	奥村 敦
委員	河村 孝	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉	委員	戸上 健
委員	坂倉 広子	委員	坂倉 紀男
委員	世古 安秀		
議長	木下 順一		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・濱口総務課長、中村補佐、山本補佐、寺田補佐、寺本係長
- ・中村企画財政課長、斎藤副参事、田畑補佐、横田補佐、小崎副室長、中村係長
- ・勢力市民課長、片岡補佐、中村補佐
- ・小竹教育長
- ・岡本教委総務課長、山下学校教育課長、武中補佐
- ・上村環境課長、寺本補佐、山口補佐

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係
書 記 岡村 なぎさ

(午前10時00分 再会)

○浜口一利委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから行政常任委員会を再会いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案第41号、鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について、議案第42号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第43号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、議案第44号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、議案第45号、鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第46号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第47号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第48号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、議案第49号、鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について、議案第50号、訴訟上の和解について、議案第51号、三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、議案第52号、鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についての議案12件であります。

審査に入る前に、委員の皆様申し上げます。

本日は議事の進行の都合上、一部議案の順番を入れ替えて審査を行いますので、あらかじめご了承ください。

また、議案が複数ある課については、一括して説明を受け、その後、議案ごとに質疑を行いますので、ご承知おきください。

それでは、これより付託議案の審査に入ります。

議案第41号、鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について、議案第49号、鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

斎藤副参事。

○斎藤副参事 企画財政課、斎藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

それではまず、議案書1ページをご覧ください。

議案第41号、鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について。

提案理由は、公共施設等の管理に係る将来的な市民負担の公平化と財政運営の安定化を図るため、施設管理の適正化を推進したく、本提案とするものであります。

少し説明を加えさせていただきますと、これまで、行政庁舎等については、鳥羽市庁舎等改修基金にて耐震や改修、新築等に対応してまいりましたが、近年の老朽化する施設が多く出ていることに対応し、広く公共施設の統廃合や除却等にも使えるようにするため、提案いたします。

公共施設等を統合したり除却したりする費用について、まとまった額を基金から取り崩すことで、早期に取り壊すべき施設に対応したり、あらかじめ基金を積んでおくことにより、後の世代が施設を活用していないにもかかわらず除却の費用のみを負うことのないよう、負担を軽減していくことを意図しています。これにより安定的な財政運営の下、より施設管理の適正化を推進していくことが可能となるというものです。

では、2ページをご覧ください。

第1条では、公共施設等の管理適正化を図るため、基金を設置するとしております。

第2条では、積立額として、毎年一般会計予算を定めるとしています。

第6条では、第1条に規定する基金の設置目的を達成するために必要な公共施設等の整備及び除却に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金を処分できるとしております。

3ページ目をご覧ください。

こちらは附則になりますが、この条例は令和5年4月1日から施行し、鳥羽市庁舎等改修基金条例は廃止とします。

そして、この条例の施行の際には、鳥羽市庁舎等改修基金条例により積み立てられた現金等は、この条例に積み立てられた基金とみなすとしています。

以上となります。

次に……

○浜口一利委員長 はい、続けてください。

○斎藤副参事 議案書66ページになります。

議案第49号、鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正についてでございます。

提案理由は、企業版ふるさと納税制度に基づく寄附金を積み立てるに当たり、内閣府の定める基金要件を満たすため、所要の改正をいたす本提案とするものとなります。

新旧対照表の114ページをご覧ください。

第2条では、「基金の額について記述」となっておりましたが、「積立てについての記述」とし、「ふるさと納税寄附金、企業版ふるさと納税寄附金、その他の寄附金」というふうに明記しました。

第5条の処分について、企業版ふるさと納税寄附金を原資とする積立ては、地域再生計画に規定する事業に要する経費の財源に充てるものに限るという記述を追加いたしました。

企業版ふるさと納税は原則として、寄附を受けた当該年度の事業に充てることになっておりますが、本基金条例の一部改正により翌年度以降の事業にも寄附金を充てるのが可能となることから、寄附金を柔軟かつ最大限に活用することができます。また、このことによりまして、企業が投資に寄附しやすい環境を整えることにもなります。

内閣府が定める企業版ふるさと納税寄附金の基金が満たすべき要件として、積立型基金であること、企業版ふるさと納税による寄附金が特定の事業に充当するものであることが基金に明記されていること等がありますが、本条例案がその要件を満たしているかについては内閣府と事前相談することが義務づけられており、既にその確認が完了していることを申し添えさせていただきます。

以上、説明を終わります。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

これより議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第41号についてご質疑はございませんか。

濱口正久委員。

○濱口正久委員 すみません。第41号、鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例についてお尋ねいたします。

これ、第6条にも基金の目的が、整備及び除却に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分するこ

とができるとありますけれども、これは確認のためにお聞きしますけれども、これから先に建てるものに対してこれを充てるのか、それとも、過去にもこれは適用可能なのか、お答え願えますか。

○浜口一利委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 既に建っているものに関しても、充てることが可能になっております。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 これ、過去のものがたくさんあって、それが危険なものであるのも、これ、今後先の、今からという話だけしてもらっていると、過去のことがこれきちんと処分ができないことになりますので、その確認させていただきました。

あと、もう一点よろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 はい。

濱口委員。

○濱口正久委員 第2条の基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算から定める額とありますけれども、大体どの程度を見込んでいるのでしょうか。これ、今、公表できますか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 毎年の積み立てる額を例えば5,000万円とか1億円とかいうふうに定めるようなやり方もあるんですけれども、これがその年の歳入歳出で優先されるべきものというのがあると思いますので、そこまで定めてしまうと逆に運用がしにくくなるかなということで、毎年の歳入歳出を見極めながら積立てを決めていくというふうな考え方です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ということは、一定額ではなくて、パーセンテージでなくてということだと思います。この基金だけがその除却のほうに入れられるのか、それとも、一般財源があって、これ基金プラスアルファという考えなんですか。どういう考えなんですか、除却に関しては、まだそこまでは定まっていないのでしょうか。

○浜口一利委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 どうしてもこれは基金ですので、本当に急ぎでやらなきゃいけないものというのは、もちろん当該年度の一般歳入、やらなきゃいけなくなってくることもあるかとは思いますが、安定的に急にお金がかかるということになって、他の事業に被害がどうか、影響が及ばないように、今から徐々に積立てをしていくというふうに考えていただければと思います。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。恐らく、今後、その急を要するものとか、危険なものが出てきた場合の対応も考えているということやと思います。

私は以上です。

○浜口一利委員長 関連でございませんか。

なかったら、ほかで。

世古委員。

○世古安秀委員 基金に積み立てて、将来的にも長期的にやっぱり改修していくと、もう取り壊すとかということとは大事だと思いますけれども、それは必要だと思います。

その壊すのの計画というか、今年度から今年度まではことごとことやりますよというふうなことに對してのそういう計画というのは、また新たにつくるのか、既にできているのか、その辺はどうか。

○浜口一利委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 計画自体を今からはっきりとつくるという予定は、今のところはないんですけども、公共施設等総合管理計画とか、そういったものはある中で、それをどう延命していくものかとか、この人口的には除却していったらいいものかというものは、その時々で考えていかなきゃいけないというふうには思っておりますので、はっきりとしたものをつくるというよりは、その年度年度で考えさせていただければと思っております。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 やっぱり、それ相当の壊すのにお金がかかるということであれば、お金が余ったから次、予算が余ったから次の年にやっていくということではなしに、まず実態把握をきちんと市の当局のほうでしていただいて、これについては老朽化がもう激しくて、今、現状、使っていないとかということも実際あるわけですから、そういうところをきちんとつかんだ上で、計画的にやっぱりやってもらわんといかんと思うんですけども、課長、どうですか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 今、副参事申し上げましたとおり、公共施設等総合管理計画というのを定めていまして、その中に、これが建築年がいつでどういう状況か、それはもう取り壊す年度が来ているという部分というのは、もう把握はしております。ただ、その中で、もう例えば地域の中で危険が伴っているとか、そういう施設も増えてきておりますので、その優先順位につきましては、改めて緊急度を考えながら進めていきたいと思えます。何も定めていないわけではございません。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ぜひきちんと情報も現場の状況も確認して、進めていただきたいと思えます。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 3点お聞きします。

先ほど、課長のほうから、公共施設管理計画を策定したということでした。それによると、向こう何年間で適正化するために、幾ら要るんでしょうか。

○浜口一利委員長 小崎副室長。

○小崎副室長 企画財政課、小崎です。よろしくお願ひします。

公共施設等総合管理計画のほうに、向こう40年間の経費を掲載しておりまして、向こう40年間で計画当初518億円の経費が必要と、年平均12.9億円というふう試算されております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 それほどの額が要するという事です。そうしますと、先ほど、同僚議員の答弁で、積立て目標額、目安、これは考えていないということでした。そうですわな。

2点目お聞きしますけれども、積立ての原資の収入財源、それは何を予定しておるのでしょうか。

○浜口一利委員長 斎藤副参事。

○斎藤副参事 積み立てる場合のときは、基本、一般財源になるかなというふうに思っております。何か特別な財源を持ってくるとかという場合は、その事業があった場合に、建て替えだったりとか統合だったりとかという場合は、有利な起債とか財源とかは探しにいければというふうに思っております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 この附則のところで、庁舎等改修基金条例は廃止するという事でしたから、今のこの残高ですわね、2億3,691万円あるんで、それはもう原資の一つになるわけですね。他市のこの基金条例を見ますと、想定している財源は、収入はこういうものを予定しておりますということを記載してあります。議会に対しても、その辺りがちょっと明確になるようお願いをしたいというふうに思います。

3点目ですけれども……

○浜口一利委員長 はい、続けてどうぞ。

○戸上 健委員 何でそういうことを聞くかという、財調の積立て、これも標準財政規模のうちには15%、大体10%がほかの自治体、多数なんだけれども、うちには15%という高い目標設定しております。これは僕は異論があるんですけれども、それはまた別の問題です。財調にも15%これからも積み立てていかなければなりません。同時に、この議案の基金も、また来年度から、新年度から積み立てていくということになります。そうすると、基金に積み立てるものがたくさん増えて、一般財源の歳出というのがどうしてもこの事業化のメニューというのが抑制されるのではないかと懸念するんですけれども、そういう心配は財政当局としてはないのでしょうか。抑制はしないということによろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 はい、そういう心配はしていただく必要はないかなと思っております。今までもこの庁舎等改修基金条例がありまして、それについてもそうなんですけれども、当初予算からこれだけ積み立てますということはやっていないと思うんですよ。年度末の残高見込みを見て、その上で、積み立てられる余裕があれば積み立てるというふうなことが基本かなと私は思っておりますので、ほかの事業とかに影響を及ぼすということはないと考えております。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 9月議会の決算でも、庁舎改修というのは1億円積み立てました。もう基金の3分の1を一挙に積み立てたわけですね。今の課長の答弁では、余った財源から、余剰になった財源から積み立てていくんで、当初は、この基金にこれだけ積み立てるので、ほかの歳出抑制ということはありませんという理解でよろしいんですね。そういう答弁だったというふうに思うんですけれども。

○浜口一利委員長 企画財政課長。

○中村企画財政課長 そのとおりで。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 分かりました。念を押しただけです。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

○山本哲也委員 1点ちょっと確認させてほしいんですけども……

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 すみません。これ、今まであった庁舎改修基金を幅広くというようなイメージなんですけれども、新設するんじゃなくて廃止して、幅を広く使えるようにしたという印象なんですけれども、庁舎改修基金がもうたくさんあって、使いどころが余ってきて、ほかにも使えるようにするというのだったら何となくイメージ湧くんですけども、そもそも、庁舎改修の基金もそんなになくて、やりたい改修もできていない中で、幅を広げることで全部が中途半端になってしまったりとか、庁舎の改修自体もなかなか進まなくなってしまうとかというようなことは起こってこないんでしょうかということちょっと聞きたいなと思って、廃止で幅を広く、財布を広く使えるようにしてしまうということの懸念というのを考えられるんですけども、新設じゃなくてももうそういうふうにしたというところの狙いというか、その辺はどういうところなんですか。

○浜口一利委員長 課内でもどんな話がされたか。

斎藤副参事。

○斎藤副参事 まず、基金自体を財布をいろいろいっぱいつくってしまうよりは、幅広く持ったほうが今後の運用には運用しやすくなるというのが一つあります。

それから、庁舎の改修基金とかの場合でいきますと、近々に迫った廃止だったり除却だったり統合だったりということに対応がしづらいものがあるので、それを全部現年予算の一般会計へいきなり持っていかなきゃいけないということで、ほかの事業にすごく大きな影響を与える可能性が出てくるので、そういったことをすぐに今何が懸念かというよりは、これからちゃんと準備していこうということが大切かなというふうに思いまして、このような形にさせていただきました。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ありがとうございます。課長も言うてもうてる、これ予算で積んでいくやつじゃなくて、決算を見ながら積んでいくところの部分になってくると思うんで、なかなか思うように計算してこの年度にこれだけの金額があるという基金じゃないと思うんですね。そういった中で、どうやってじゃ使っていくかというところというのは、結構なかなか計画どおりに行かなかったりとか、ただでさえ、庁舎の改修にしても、こうやりたいことができていない中で、使い方とか増やし方とかというところで、いろいろと工夫が要ってくるところになるかなと思うんで、使いやすくする必要はあるかなとは思いますが、しっかりその辺計画を持ってできるようなところは考えていただきたいなというふうに思いますんで、よろしくお願いします。

○浜口一利委員長 この件については、よろしいですか。

他にございませんか。

何か庁舎改修が遠のいていくような感じもするけれども、大丈夫ですか。

○中村企画財政課長 ちょっと補足させていただきますけれども……

○浜口一利委員長 はい、どうぞ。

○中村企画財政課長 この条例化に当たりましては、ご指摘もあったように、除去基金というものをつくっていただく必要があるのではないかとこのところでスタートをしております。これはもう何の交付金も、国からも何も下りてこない、一般財源で取り壊すしかないというものがいっぱい増えてきておりますので、その除去基金をつくりたいということ、村林監査委員さんにもちょっと相談をさせていただいたんですけども、あまり基金をいっぱいつくってしまうというのもよろしくないよというふうなアドバイスもありまして、公共施設、まだまだこれ委員長も言われましたけれども、おろそかにするわけではなくて、庁舎も空調設備も今、改修控えておりますので、そういったことにも活用しながら、何の補助も当たらない、本当に地域に密着して建っている小さいものからになると思うんですけども、そういうところをまず後世に借金で残さんように壊していきたいというところがメインでございます。

○浜口一利委員長 今の答弁が目的なんで。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 他にございませんか。

それでは、次に、議案第49号についてご質疑はございませんか。66ページと言ったか、な。66ページ。鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第44号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、担当課の説明を求めます。

市民課長。

○勢力市民課長 市民課、勢力です。よろしくお願いいたします。

議案書のほうは11ページを、新旧対照表のほうは24ページをお願いします。

議案第44号、鳥羽市印鑑条例の一部改正についてご説明申し上げます。

提案理由につきましては、個人番号カードを使用し、コンビニエンスストア等に設置されている多機能端末機から印鑑登録証明書の取得を可能といたし、提案とするものです。

現在、印鑑登録証明書の取得については、市民課窓口または各連絡所で所定の申請書と印鑑登録証を用いてお手続きしていただく必要がありますが、個人番号カードによるコンビニ交付サービス等を利用して、多機能端末機を自ら操作し、印鑑登録証明書を取得できるようにするため、所要の改正を行うものです。

改正の内容につきましては……すみません、議案書は12ページをご覧ください。

印鑑条例第14条の見出しにおいて、交付申請の次に「及び交付」を加え、同条第3項として、個人番号カード所持者の多機能端末機を使用した印鑑登録証明書の申請、交付手続に係る規定を追加いたします。

施行期日については、コンビニ交付サービス開始予定日の令和5年3月1日とさせていただきます。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第44号についてご質疑はございませんか。

よろしい。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、これ、前、予算で出とったやつ、6月に。そうですね。これ、3月1日から使えるということなんですけれども、その使えるコンビニというのは、ほぼほぼ鳥羽市にあるコンビニエンスストアで全部使えるのでしょうか。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 一応、コンビニには多機能端末機はありますので、ほぼほぼ使えるという。ちょっと確認はしていませんけれども、ほぼほぼあります。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 取りあえず、そこ以外のところで多機能端末機というのは、まあないかと思うんです。そこ以外では今のところは、コンビニだけで想定しているんですね。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 大型ショッピング施設とか、ちょっとごめんなさい、ハローとかはちょっと確認していませんけれども、大型施設にもそういうものがあるという。ですので、等という書き方をさせていただいています。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ということは、操作に関わるその費用も一律ということでよろしかった。

○浜口一利委員長 市民課長。

○勢力市民課長 前回の6月のシステム改修費のときにもちょっとご説明したかも分かりませんが、今、手数料、同額でうちはさせていただいて、通常でいくと、手数料がかかってくるので、別の手数料が。歳入的には減になっていくんですけれども、今現在、鳥羽市の場合は、窓口でもコンビニでも同額で準備しております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。これ、ようやくそういうふうに見えるようにしていただいたということですので、市のほうの手数料が少しかかって、ちょっと減っていく可能性はありますけれども、しっかりと取り組んでいただければと思います。ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第50号、訴訟上の和解について、担当課の説明を求めます。

学校教育課長。

○山下学校教育課長 教育委員会学校教育課、山下です。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書 68 ページをご覧ください。

議案第 50 号、訴訟上の和解についてご説明いたします。

津地方裁判所令和 2 年（ワ）第 234 号損害賠償請求事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 2 号の規定により議会の議決を求める。

1 事件名、津地方裁判所令和 2 年（ワ）第 234 号、損害賠償請求事件。

2 和解内容。

（1）被告鳥羽市は、原告に対し、本件に関し、和解金として金 200 万円の支払義務があることを認める。

（2）被告鳥羽市は、原告に対し、前項の金 200 万円を令和 5 年 2 月 28 日限り原告の指定する銀行口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込に要する費用は、被告鳥羽市の負担とする。

（3）及び（4）につきましては、鳥羽市と同様に、被告として原告より訴えられた方であり、和解調書の作成に必要なことから記載されていますが、お手元の議案書以外の公表につきましては、個人のプライバシー保護のため、黒塗りとさせていただきます。

（5）原告は、被告らに対するその余の請求を放棄する。

（6）原告と被告らは、原告と被告らの間に、本件に関し、本件和解条項に定めるもののほか、他に何ら債権債務のないことを相互に確認する。

（7）訴訟費用は各自の負担とする。

ページ変わります、69 ページ。

和解理由ですが、本事件については、津地方裁判所から和解について勧誘がなされたこと及び和解により原告と被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものである。

本事件につきましては、平成 17 年 9 月 26 日、旧鳥羽小学校になりますが、上運動場にて、3 限目の生活課の授業中に、運動場北側のフェンス外にある松の木の上にあったスチール製柵板が落下、その下にいた原告、当時、小学 2 年生の上に倒れかかり、頭部を損傷、その後、後遺症等により損傷を受けたとする訴えであり、損害賠償請求金額は 9,414 万 3,020 円と、それに係る遅延損害金となります。

和解理由につきましては、津地方裁判所から和解について勧誘がなされたこと及び和解により、原告と被告らとの間の紛争が早期に解決することを勘案し、和解しようとするものです。

なお、損害賠償請求事件の詳細については、個人のプライバシーのこともあり、判決や証拠調べの結果、裁判所が事実を認定した上での判断ではなく、和解という形での終わり方ですので、詳細のご説明は確定事実と誤解を生じる可能性があることから、差し控えさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。

以上、説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第 50 号についてご質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○浜口一利委員長 よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第 52 号、鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変

更及び規約の変更に関する協議について、担当課の説明を求めます。

環境課長。

○上村環境課長 環境課、上村です。よろしくお願いいたします。

提出しました議案について説明させていただきます。

議案書の72ページをお願いいたします。

議案第52号、鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

提案理由としまして、ごみ処理に関する事務を処理する区域に南伊勢町の区域を加えることから、規約を変更、改正するため、議会の議決を得たく本提案とするものでございます。

ここで少し、これまでの経過について説明させていただきます。

広域連合のごみ処理事業につきましては、施設計画中の平成21年度に財政的な理由により南伊勢町は脱退しましたが、本年9月30日に開催されました正副連合長会議におきまして、南伊勢町長から加入の表明がなされ、11月4日付で再加入手続の申請が行われております。

これを受けまして今回のこの規約の改正ということで、構成市町のほうでのこの12月の会議において、規約改正の議案が全て上程されていることでございます。

それでは、73ページのほうをお願いいたします。

広域連合規約、こちらのほうの第4条の表中に、志摩市の次に南伊勢町を加えるものとなるということ、そして、第8条第2項第2号中の「8人」を「7人」に改め、第3号中の「2人」を「3人」に改めるとございます。こちらについては、連合の議員定数14人中、志摩市選出の議員定数を8人から7人に、また、南伊勢町からの選出の議員数を2人から3人に改めるものでございます。鳥羽市からの選出させていただいておらず議員数については、変更はございません。

また、附則のほうに2項を加えております。

附則の第6項においては、南伊勢町が負担する特別負担金、こちらについての総額及び支払期間を定め、第7項では、その特別負担金を管理運営費で充当することを規定しているものでございます。

74ページをお願いいたします。

別表中、3ごみ処理費について、こちらについては、南伊勢町を加えるものでございます。

また、備考4中、4割と算定基礎となるものがございますが、処理実績に基づいて「市」という言葉、文言を「関係市町」と変更するものでございます。

以上、説明とさせていただきます。ご審議賜りますようお願いいたします。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

議案第52号についてご質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 南伊勢町が入ることによっての規約の変更ということで、よろしいですね。

それでは、ないようですので、説明員入替えのため、暫時休憩します。

(午前10時38分 休憩)

(午前10時44分 再開)

○浜口一利委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

総務課所管分の議案につきましては、まず議案第43号及び議案第51号の2件について審査を行い、その後、議案第42号及び議案第45号から議案第48号までの5件についての審査を行いますので、よろしくお願いをします。

それでは、議案第43号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、議案第51号、三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 総務課長の濱口です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、総務課所管の各議案を説明するに当たりまして、該当する議案の順序を変えまして説明のほうをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

○浜口一利委員長 はい、お願いします。

○濱口総務課長 説明のほうは、別途配付させていただきました議案一覧表の次のページからの資料が一番簡潔にまとめてあると思いますので、そちらのほうも一緒に併せてご覧いただければと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、定年延長に伴います関係する議案の説明につきましては、後ほど、別添の資料におきまして、改めて説明のほうもさせていただきたいと思っておりますので、併せてよろしくお願いをいたします。

それでは、まず初めに、議案第43号を説明させていただきます。

議案書は、9ページ、10ページになります。

議案第43号、鳥羽市分課組織条例の一部改正についてでございます。

行政改革大綱の取組の一環といたしまして、分課組織の再編成を行うため所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、課名及び分掌する事務を変更する内容となっております。

まず、「観光課」が改正後は「観光商工課」になります。

次に、「農水商工課」が改正後は「農林水産課」になる改正となります。

施行期日は、令和5年4月1日からになってございます。

これが分課組織条例の一部改正の内容となっております。

次に、議案第51号、三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議についてでございます。

議案書は、70ページ、71ページになります。

三重県市町総合事務組合規約の一部を変更するため、地方自治法第290条の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

主な内容としましては、三重県市町総合事務組合が行っております共同処理事務のうち、物品及び業務委託に関する入札参加資格申請の受付及び審査の共同化に関する事務につきまして、組合を組織する市町として、

新たに伊勢市及び松阪市を加える規約改正となっております。

施行期日は、令和5年4月1日からでございます。

説明のほうは以上でございます。

○浜口一利委員長 担当課の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第43号についてご質疑はございませんか。鳥羽市分課組織条例の一部改正について。

山本委員。

○山本哲也委員 このところなんですけれども、これ、そもそも観光課ができた経緯として、各関係団体のほうから、観光都市鳥羽に観光課がないのはどうかというところで観光課がこうできたようなイメージ、私、持っています。今回、戻す形に近い格好になるかなというふうに思うんですけれども、その辺、関係団体との調整ですとか、ある程度お話とかというのはできている感じなんでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 特に、これをもって相談とかはしていないんですが、委員言われたその前に観光課単独になったときの経過からいうと、昔、商工観光課という名前をしていました。ただ、今回も、このコロナの関係の事務で商工と観光が結びつく事業がたくさんありまして、それで特に商工会議所さん辺りとの連携というのが特に動きがありました関係で、こういった流れの中で今回の組織の改名というか、課の名前の改名をさせていただいたという流れになっております。

以上です。

○浜口一利委員長 山本委員。

○山本哲也委員 ここ数年の役割とかというのは、本当ボーダレスなってきたってというのはすごく理解できるんですけれども、流れるにそうあった流れの中で、また戻すことでまた同じ繰り返しになってったりせえへんかなというところをちょっと危惧しております、今、本当に観光なのか商工なのかという、本当にどちらでも連携してやらなあかん仕事がたくさん増えてきているので、やっていくことは多分理解は得られるとは思いますが、その辺しっかり、連携もそうなんですけれども、各種団体との連携も含めて、しっかりご理解いただけるようなあれはしていただきたいなというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「関連で」の声あり)

○浜口一利委員長 関連で。

世古委員。

○世古安秀委員 観光の中へ商工課のほうを入れるということで、本当に今回のコロナでは様々な申請とかいう部分に関しては、非常に重なる部分があったかと思えます。それは私はそういうことでいいのかなというふうに思いますけれども、あと、人員配置ですね。それはこれまでの商工の人員を観光のほうへ持っていくということでもよろしいんですかね。課長。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 9月27日の全員協議会のときに、同じ質問をいただいたと思います。その件につきましては、今後、人事異動も含めましてまた調整が必要になってきますので、その辺りは全部そのまま行くかと言われると、まだその辺は今断言できませんが、両方の課の所管と協議しながら進める形になるかと思いますが。

以上です。

○浜口一利委員長 いいですね。

世古委員。

○世古安秀委員 ぜひ、やっぱり鳥羽市の産業は観光業というふうなところが、観光と水産というところですので、人員配置も適正にきちんとしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

戸上委員。

○戸上 健委員 2点お伺いします。

まず1点目ですけれども、担当課職員の意見というのをお聞きになったのか、どういう意見でしたでしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 各課両課ともヒアリングを行いまして、課長辺りから業務の内容等も全部聞き取りをした上で、それがベストだろうということで、今回は判断をさせていただきました。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 観光課が合体するわけで、独自のほうがやりやすかったんじゃないかというふうに僕らは思うんですけれども、担当課としてもそれを了とした、了解したという理解でよろしいですね。

○浜口一利委員長 はい。

○戸上 健委員 結構です。

○浜口一利委員長 そうです。

○戸上 健委員 2点目お伺いします。

先ほどの同僚議員の質問と被るんですけれども、これまで、観光課には観光推進係がおりました。これを、推進係というのは維持していくのか、それと、鳥羽は観光と水産というのが地域産業の二大柱です。水産に関しては、水産振興係と、本来はこの僕は置くべきだというふうに思うんですけども、おりません。今度の農林水産課になって、水産振興係というのは設置する意向でしょうか。

○浜口一利委員長 総務課長。

○濱口総務課長 水産振興係のほうは特に今のところは考えていないんですが、水産係のままで行く方向で今考えております。

観光のほうにつきましては、委員言われました漁観連携の部分で確かにつながりはあるわけですが、特に振興のほうで今調整もうまくいっていますので、特に観光課のほうは懸念はいたしておりません。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 そうすると、観光商工課ということになるわけですが、観光推進係というのは従来どお

り置いて、商工推進係というのは別に置かないという理解でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 総務課行政係、中村です。よろしくお願いします。

9月27日の全員協議会で皆様に説明させてもらったとおり、案としましては、観光課の既存のご指摘のその振興係と、それからその観光企画係、これをもう改正後は統合しまして、観光係という形で、4月1日から組織のほうは運営していこうと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 戸上委員。

○戸上 健委員 水産係はなくなるという理解ですか。観光振興係。

○浜口一利委員長 中村課長補佐。

○中村課長補佐 そうですね、その2係は1つになって、観光係として統合させていただく予定です。

以上です。

○戸上 健委員 分かりました。

以上です。

○浜口一利委員長 関連はございませんか。よろしいですか。

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 ええな。

それでは、ないようですので、次に、議案第51号について、ご質疑はございませんか。

よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第42号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議案第45号、鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について、議案第46号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、議案第47号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第48号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、担当課の説明を求めます。

総務課長。

○濱口総務課長 それでは続きまして、議案第42号及び議案第45号から48号について、説明のほうをさせていただきます。

まず、議案第42号でございます。

一括条例となっております。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてでございます。

議案書のほうは、4ページから8ページまでになります。

この条例の主な内容といたしましては、地方公務員法の一部を改正する法律の施行によりまして地方公務員の定年が引き上げられることに伴いまして、この法律を引用する条文、定年前における再任用短時間勤務制度

の導入に伴う関連条項について、一括整備をするものでございます。

また、合わせまして、鳥羽市職員の再任用に関する条例のほうを廃止するものでございます。

これに関連する条例につきましては、全部で7件ございまして、議案概要の記載にあるとおりの条例でございます。

施行期日につきましては、令和5年の4月1日でございます。

続きまして、議案第45号でございます。鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は、13ページから28ページまでになります。

先ほどと同様に、これも地方公務員法の一部を改正する法律の施行により地方公務員の定年が引き上げられることに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

この条例の主な内容といたしましては、職員の定年年齢のほうを60歳から65歳にするものが主な内容、また、医師及び歯科医師につきましては、70歳まで引き上げるものでございます。

また、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制に係る規定の整備などを行う改正となっております。

こちらにつきましても、施行期日は、令和5年4月1日でございます。

続きまして、議案第46号、鳥羽市職員給与条例の一部改正についてでございます。

議案書は、29ページから49ページまでになります。

この改正につきましては、人事院勧告に基づきまして本市職員の給料及び勤勉手当を引き上げるもので、また、地方公務員法の一部を改正する法律の施行によりまして地方公務員の定年が引き上げられることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

この条例の改正の主な内容につきましては、第1条におきまして、行政職給料表及び医療職給料表を改正しますとともに、12月期の期末勤勉手当の支給率につきまして、0.1月分を引き上げる内容となっております。

また、第2条におきましては、令和5年4月以降の勤勉手当支給率につきまして平準化するとともに、再任用職員を廃止しまして、定年前再任用短時間勤務職員に改めるものでございます。

そして、制定附則におきまして、60歳を超える職員の給料について7割の水準とする規定を追加するなど、改正内容となっております。

なお、この施行期日につきましては、第1条関係については公布の日から施行しますが、給料表の改正は、令和4年4月1日からの遡及適用、勤勉手当の改正は、令和4年12月1日からの適用となっております。

また、第2条につきましては、令和5年4月1日からの施行となります。

これが46号になります。

次に、議案第47号をお願いします。鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございます。

議案書は、50ページから51ページになります。

この改正につきましては、非常勤職員に対する国家公務員退職手当法の適用によりまして、常勤職員とみな

す要件が緩和されたことに伴いまして、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、フルタイム会計年度任用職員に係る退職手当の支給要件につきまして、常勤職員の勤務時間以上勤務した日、いわゆる勤務日数が18日以上とされているところでありますが、勤務日数と要勤務日数に差がない状況もありますことから、要勤務日数が20日に満たない場合の日数要件を緩和する規定を加える改正となっております。

施行期日につきましては、公布の日から施行するものでございます。

それから次に、議案第48号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正についてでございます。

この改正につきましても、これまで同様、地方公務員法の一部を改正する法律等の施行によるものでございまして、定年引上げ後における60歳を超える職員の退職手当に関する特例を設けるなど、所要の改正を行うものでございます。

主な内容といたしましては、地方公務員法の改正に伴う条項の整理、雇用保険法の一部改正に伴う条項の整備、勤奨退職の廃止と早期退職希望者の募集に関する規定の整備などとなっております。

施行期日は、令和5年4月1日となります。

内容の説明は以上です。

なお、冒頭でも申し上げましたが、定年延長に関する関係について、もう少し細かな概要説明につきましては、山本補佐のほうから説明をさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 総務課人事担当の山本です。よろしくをお願いします。

○浜口一利委員長 お願いします。

○山本課長補佐 私のほうからは、事前に提出させていただきました資料に基づきまして、定年引上げについての概要のほうを説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 はい、どうぞ。

○山本課長補佐 それでは、資料にあります1つ目の項目である定年年齢の引上げについてでございます。

まず、1の定年制度でございますが、こちらは定年年齢について、一般の職員を65歳に、現行制度での定年が65歳である医師等につきましては、70歳に引き上げることとしております。定年条例第3条の改正がこれに当たります。

また、令和5年度から2年に1歳ずつ段階的に引き上げるよう、同条例の附則第3項及び第4項に経過措置を設けてあります。

具体的には、資料の中段の表をご覧ください。

段階的な引上げ期間の定年年齢、それと対象者を表にしたもので、上の表は一般の職員、下の表は医師等となっております。

一般の職員の場合ですと、令和5年度以降に60歳を迎える職員が定年引上げの対象となります。これを1歳ずつ定年年齢を段階的に引き上げ、令和13年度以降は、定年年齢が65歳となります。したがって、65歳となりますのは令和9年度以降に60歳を迎える職員が65歳の定年となります。

続きまして、2の管理監督職勤務上限年齢制についてでございます。

これは定年条例第3章に定めております。

この制度は、(1)の概要にありますように、定年引上げ後も組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、いわゆる役職定年制を導入するものです。

役職定年制の対象となる管理監督職の範囲につきましては、(2)のとおり、管理職手当の支給を受ける職としており、具体的な職としましては、課長及び副参事となります。

次のページをお願いします。

(3)のところでございますが、役職定年となる年齢は、従来の定年年齢である60歳としております。

また、(4)のところですが、役職定年制の特例としまして、職務遂行上の事情や後任等に伴う欠員を容易に補充できず、公務の運営に著しい支障が生ずる場合、引き続き管理監督職に勤務させることができるよう特例を設けておりまして、これは定年条例第9条に規定をしているものです。

続きまして、3の定年引上げ時の給与についてでございます。

(1)にありますように、職員が従来の定年である60歳となり最初に迎える4月1日、これを特定日といいますが、4月1日以後の給料につきましては、給料月額が7割水準となります。これは、給与条例附則第6項の規定がこれに当たります。

具体的には、資料中段のイメージ図をご覧ください。

これは行政職給料表の適用を受ける管理監督職でない一般の職員の例でございますが、4級93号給38万1,000円の給料を受けている場合、60歳到達後、最初に迎える4月1日以降は、7割措置を適用し、給料月額は26万6,700円となります。

次に、7割措置の適用除外となる職員でございますが、(2)の①から④に掲げる職員で、主に現行制度の定年が65歳である医師等や勤務延長されている職員などが7割措置の適用除外となります。

次のページをお願いします。

先ほどの7割水準の説明の中では、管理監督職でない職員の例を説明させていただきましたが、この(3)では、役職定年制により降任等をされた職員——課長級の職員ですね、の給料月額に係る管理監督職勤務上限年齢調整額について説明させていただきます。

役職定年制により管理監督職から降任等をされたときは、これに伴い職務の級も降格し、給料月額は減額されることとなります。したがって、課長級の職員は、給料月額の7割措置に加え、降格により給与が二重に引き下げられることとなりますので、降格による給料の減額分に相当する額を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給することとしております。

具体的には、下のイメージ図をご覧ください。

課長として6級65号給の40万5,000円の給料を受けている職員が令和5年度中に60歳に到達し、最初に迎える令和6年4月1日に役職定年制による降任等に伴う降格をし、課長補佐として4級93号給38万1,000円に給料が減額され、さらに同日に7割措置を適用する場合の例を示しております。

この課長級職員は、降格に伴う給料の減額と給料月額の7割措置により、二重に引き下げられてしまうこととなります。こういった場合、右側にありますAなんですけれども、異動日に適用される給料月額の38万

1,000円の7割水準であるAの額26万6,700円、これが図の左側のほうにあります異動日の前日に受けていた給料月額40万5,000円の7割水準であるBの額28万3,500円を下回るため、その差額でありますCの額1万6,800円を管理監督職勤務上限年齢調整額として支給するものでございます。

よって、この職員の4月1日以後の給料月額は、Aの26万6,700円にCの1万6,800円を加えた28万3,500円となりまして、管理監督職として受けていた給料月額の7割水準が支給されることとなります。

次のページをお願いします。

(4) 諸手当ですが、これは定年に達する前と同様の手当が支給されますが、時間外勤務手当等につきましては、給料月額の7割水準に連動した額が支給されることとなります。

続きまして、4の退職手当について説明させていただきます。

退職手当の基本額、(1)のところですが、当分の間、従来定年である60歳に達した日以後、その者の非違によることなく退職したときは、その退職の事由を、普通退職ではなく定年退職として算定することとしております。

また、(2)退職手当基本額の特例といたしまして、いわゆるピーク時特例というものが適用されます。これは給料月額の7割措置に伴い、60歳までの給料月額より退職日の給料月額が低くなってしまふことから、7割措置を受ける日の前日までは、その日以前の最も高かった給料月額、通常ですと、60歳到達年度の給料月額となります。それを基本額として退職手当を算出するものとなっております。

次のページをお願いします。

次に、二つ目の項目であります定年前再任用短時間勤務制についてでございます。

この制度は、60歳に達した日以後、定年前に退職した職員を本人の同意を得て、短時間勤務の職で再任用することができる制度で、定年条例第4章がこれに当たります。

基本的には、現行制度における再任用制度のうち、再任用短時間勤務職員と同様の内容となっております。ただ、相違する点として、(1)の任期につきましては、現行の制度は任期を1年以内、その後、更新制としておりますが、この制度では、定年前再任用の日から定年退職相当日、その職員が常勤職員であったときの定年退職日、その日までを任期として、現行制度と異なることとなります。

(2)の勤務時間から(5)の休暇制度につきましては、現行制度における再任用短時間勤務職員と同様となりますので、説明のほうは割愛させていただきます。

この制度の導入ですが、定年引上げに伴い、定年年齢まではフルタイム勤務が基本となる制度でございますが、この定年前再任用短時間勤務制を導入することにより、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するために導入するものでございます。

次のページをお願いします。

続いて、三つ目の項目であります暫定再任用制度でございます。

これは、定年引上げに伴い再任用制度が廃止されることから、定年年齢の段階的な引上げ期間中において、65歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組みを措置するもので、定年条例の改正附則第3条から第9条及び給与条例の改正附則第2条から第4条等に規定しているものでございます。

制度の内容につきましては、現行の再任用制度と同様であることから、割愛させていただきます。

最後、次のページをお願いします。

最後の項目といたしまして、情報提供と意思確認制度となります。

これは、定年条例附則第5項に規定しているものでございますが、当分の間、職員が60歳に達する年度の前年度に、任用や給与、退職手当に関する情報を職員に提供し、60歳に達する日以後における勤務の意思を確認するよう努めこととしております。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。

○浜口一利委員長 担当課長の説明は終わりました。

これより、議案ごとに質疑を行います。

まず初めに、議案第42号についてご質疑はございませんか。

4ページです。議案書4ページ。

よろしいですか。

(「説明受けたの、ここ」の声あり)

○浜口一利委員長 いや、違う。

説明を受けたのは、45、定年のあれかな。

(「はい、そうです」の声あり)

○浜口一利委員長 な。45号については、先ほど、情報いっぱいの説明を受けたけれども。

42号についてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、続きまして、議案第45号についてご質疑はございませんか。

ページ、13ページです。

今の説明で。

濱口委員。

○濱口正久委員 すみません、今、資料をたくさんいただいて、ちょっと整理の確認の意味でちょっとお尋ねいたしたいと思いますが、これ、一番最後に、情報提供のところでは意思確認がありましたけれども、当分の間、職員が60歳に達するときに、一応、意思を確認するということで、定年がその65歳まで段階的に引き上げられますけれども、その前に、きちんとそういうそれがその決まりではなくてってことなんでしょうか、これはどういう意味なんでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 この情報の提供と意思の確認の趣旨ですけれども、60歳、いわゆる今までの定年、従来の定年年齢を超えた後の働き方について、職員の処遇面も含めて説明をして、本人がどういった働き方を求めるのかという意思を確認するものとなっております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ということは、その定年が一応65歳まで段階的にありますけれども、その部分はきちんと保障はされるけれどもということなんでしょうか、それとも、その前に、今までのように60歳で辞めたい、

定年退職したいという方には、それはそれで選択肢を与えるという方向なんではないでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 それも含めての確認となりますので、当然、段階的な引上げ期間中も、その61歳であったら、定年の方は62歳以降、暫定再任用を使われるかとか、そういったものも含めて、65歳までの働き方について確認をするものとなります。

以上です。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 定年前再任用短時間勤務制度のところかな、暫定再任用制度、どっちやったかな。短時間勤務のところやったと思うんですけども、一度退職された方がまた再雇用みたいな形でされるとなると、今度は定年まで希望があればという、今までとは全く違うと思うんですけども、1回退職された方でもう一回そこで復帰を可能にしたもののような感覚なんではないでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 この制度、今の再任用制度も同じなんですけれども、今の再任用制度は60歳で定年退職をして、その以後も再任用として65歳までの勤務を可能とするものです。定年前再任用制度につきましては、基本的に定年が引き上げられますので、フルタイム勤務というのがどうしても基本となってきます。ただ、その職員の方が短時間の勤務を希望される場合に、一旦、60歳で退職していただいて、短時間の勤務として定年前の、この頭に定年前とつくのが、本来の定年が65歳になるので定年前という頭につきますけれども、一旦退職をして、再任用の短時間勤務職員として任用をできるというものとなっております。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 すみません。そうすると、もう一度、その暫定再任用制度というのは、65歳までの間の段階的などところと組み合わせて、65歳までの部分は、しばらくの間はこれ暫定も採用してやっていくという、併用していくということで。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 おっしゃるとおりで、段階的な引上げですので、その年度の年齢によって退職、定年年齢が違います。仮にうちの総務課長ですと、61歳定年退職となりまして、暫定再任用制度はその場合、62歳から65歳まで使える制度となります。で、段階的にだんだんその暫定期間というのが短くなって、令和13年度以降はその制度がなくなるという形となります。

○浜口一利委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 そうすると、その暫定の間は一度退職されるので、給料的には若干差異があるということなんですか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 給料的には、この定年前再任用短時間勤務職員の給料と同等となります。

(「すみません、何回も申し訳ないです」の声あり)

○浜口一利委員長 いえ、濱口委員、どうぞ。

○濱口正久委員 この61歳から65歳までの令和5年度から、来年度末からの60歳の時点の職員さんという

ことなんですけれども、令和9年度以降はもうほぼほぼ全部だと思うんですけども、この対象の方々というのは結構見えるのでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 年度ごとの人数でよろしいですか。

○濱口正久委員 はい。

○山本課長補佐 このまず61歳の対象となる職員は、5人です。次の62歳になる職員は、10人。63歳になる職員も、10人。64歳になる職員は、3人と予定しております。

○濱口正久委員 ありがとうございます。そうすると、その方々は併用しながら、いろいろとやりながらということですね。

(「はい」の声あり)

○濱口正久委員 分かりました。ありがとうございます。ごめんなさい。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

関連でも、関連で、よろしい……

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お聞きします。

向こう五、六年間というのは、これは決まってから、定年退職というのがずっと延長されるわけです。ということは、全体の定員管理計画の人数というのは維持されていくということになります。そうした場合に、新採は極力セーブされるということになるというふうに思います。普通退職がもう全然なければ、向こう五、六年間は新採は、事務職ですよ。事務職の新採はゼロという可能性もあるという理解でよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 新規採用につきましては総務省のほうからも、平準化するなど定員管理に努めるようということで、技術的な助言がされておるところでございます。段階的な引上げですので、この引上げ期間中は、2年に1回ずつ定年退職者が出てくるという形で考えております。じゃ新規採用を隔年にするのかということであると、ある年ない年という凸凹になってきますので、今のところの考え方ですけども、令和5年度は退職者がゼロです。令和6年度に退職者が出ますので、その退職者の半数を令和5年度に採用する、令和6年度は半数を採用するという形で、2年間で平準化を図っていきたいと考えております。

○戸上 健委員 分かりました。

以上です。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 確認ですけども、そもそも論になるんですけども、今回の定年延長というこの制度の改正という非常にやっぱり市にとっても大きな改正になるかというふうに思いますけれども、この定年延長の狙いというのはどこにあるのかという。そもそも論になりますけれども、その辺をお答え願えますか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 地方公務員のこの定年延長につきましては、国家公務員における定年延長に均衡を図るために公務員法が改正されたものです。

そもそも論の話ということですが、国のほうでは、今、昨今、少子高齢化が進み、生産年齢人口が減少している、これ国全体ですけれども、状況の中、複雑・高度化する行政課題への的確な対応などの観点等を踏まえて、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していくことが必要であるということが言われておまして、国家公務員において定年が段階的に引き上げられて、組織全体としての活力の維持、それと、高齢期における多様な職業生活設計の支援を図るために導入されたものです。それに国家公務員の基準に合わせるため、地方公務員法も同じように改正されたものでございます。

○浜口一利委員長 世古委員。

○世古安秀委員 ありがとうございます。能力と意欲のある職員をやっぱり最大限活用するということでありましたが、それはもう私も大賛成です。

鳥羽市にとって、これ、この改正によって、メリットとかという部分と、ちょっと心配な点というふうな点は、これまでのこれをスタートしていこうという中で、そういうことはありましたでしょうか。

○浜口一利委員長 世古委員、メリットって、今言うところやけどさ、答えられますか。

○世古安秀委員 いや、逆に心配な点というようなところも。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 メリットとしましては、当然、先ほど説明させていただいた高齢期の職員の技術、スキル、そういういったものというのは大変重要なものでありまして、それを最大限活用していくことがメリットかなと思います。

デメリットに、不安なところとつきましては、具体的などころというのはあまりあれなんですけれども、どうしても役職のついた職員が残ってしまうと、残ってしまうという言い方はおかしいですね。残っていただけのことですので、ちょっと役職のついた職員が増えるところと、全体の組織のバランスとして、頭がちょっとでっかちになっていくところがちょっと、私には、その人員配置的なところでは不安なところはあります。

○浜口一利委員長 それでいいです。それでいいです。ええやろ。な。

世古委員。

○世古安秀委員 ちょっと心配したのは、定年延長によって給料も下がる、70%になっていくという中で、職員のやっぱりモチベーションがちょっと維持できるのかというふうなところを心配したわけなんですけれども、その辺はどうですかね。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 そうですね、今の制度と比較するところになりますけれども、今現在は再任用制度でしかないので、一旦退職するという選択肢しかございません。今回、この定年年齢が引き上げられることによって、処遇を維持されたまま、給料は7割水準になりますけれども、その他の手当等の給料、処遇は維持されるということは、職員にとってはモチベーションの維持につながるものではないかなと考えております。

以上です。

○浜口一利委員長 そのとおりのやな。

よろしいですか。

○世古安秀委員 はい、ありがとうございます。

○浜口一利委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 この件についてはよろしいですね。

ないようですので、次に、議案第46号についてご質疑はございませんか。

ページ、29ページです。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 これについては、どうですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第47号について、ご質疑はございませんか。

50ページです。

戸上委員。

○戸上 健委員 1点お伺いします。

この改正によって、会計年度任用職員の処遇についてはプラスと考えてよろしいでしょうか。

○浜口一利委員長 山本課長補佐。

○山本課長補佐 端的に言いますと、プラスになると思います。ただ、具体的にこういったところがとなってきますと、大きな影響までは及ぼすことはないと思うんですけども、日数の緩和という意味では、プラスになると考えております。

○戸上 健委員 以上です。

○浜口一利委員長 他にございませんか。よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 それでは、ないようですので、次に、議案第48号について、ご質疑はございませんか。

52ページ。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 これについてもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 以上で、付託された全ての議案について説明を受けました。

説明についても、もう完璧に山本課長補佐のほうから説明いただきました。

(「1点だけ」の声あり)

○浜口一利委員長 総務課長のほうから。

総務課長。

○濱口総務課長 1点だけ。その定年延長の関係で私のほうから、追加の部分だけちょっと少し。

まさに、濱口委員からも言われました意思確認制度での部分です。

私が一番最初に該当します。で、来年の秋頃に、濱口さん、どういう退職の関係考えていますかというのが、まず人事から同じ中で来ます。で、僕が定年延長しますと言うたら定年延長になって、7掛けの給料で引き続

き行くわけなんです、ただ、私がそれをするによって、戸上委員も言われましたけれども、そのときは新規採用の職員が取れないです。ただ、平準化しながら、採用計画立てて採用していくという方向性は持っていますが、ただ、一職員として私もカウントされますので、そのまま人員体制は引き継いでいく形になります。それが一つです。

もう一点は、私がショートで再任用しますと言うと、今までの再任用制度と同じ形を引き継ぎますというところの、一旦、もう60で退職する形になります。その後は、もう今までの再任用と一緒に形で引き継ぐ形になりますので、もうそれは退職者の意思によって、働き方も変わりますし、一番心配しとんのが、私が定年延長しますと言ったときに、どのどういうポストで置くかというところが一番難しい課題になってきます。で、鳥羽市の全体を見ましたときに、先ほど、組織の話も条例改正あったんですが、例えば課長補佐という、課長が課長補佐の位置づけでどこへ入るかということになってくると、同じ仕事を7掛けの給料をもらいながらやっていかないかんという、ちょっとそういったのもちょっと懸念材料で、そこまで課長らがよう仕事を今度はさばけるかなという心配も当然ありまして、その辺ちょっと十分検討しながら、これから退職を迎える職員たちと話もしてかないかんし、今、体制としておる既存の職員に対しても、どのポストでどういったのがというのも当然調整は必要になってきますので、すごく難しい5年間が今から、来年からですか。その次ですね、僕が来年ですので、その次からすごく調整が複雑化して、難しい人材の確保も含めてですけども、のが始まるというふうに考えていただくほうがいいかと思っておりますので、その辺だけちょっと追加させていただきます。

以上です。

○浜口一利委員長 よろしいですか。

これについては、なかなか厳しい5年間になるというような形の中で、この新しい制度をやっていかなければいけないというところなんで、その辺りも含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で付託された全ての議案について説明を受けました。

続いて、採決に移る前に、委員の皆さんで討議したい案件はございませんか。

(「なし」の声あり)

○浜口一利委員長 よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○浜口一利委員長 ないようですので、説明員入替えのため暫時休憩いたします。

10分間休憩します。

(午前11時37分 休憩)

(午前11時43分 再開)

○浜口一利委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより採決を行います。

お諮りします。

議案第41号、鳥羽市公共施設等管理適正化基金条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第41号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第42号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第42号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第43号、鳥羽市分課組織条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第43号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第44号、鳥羽市印鑑条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第44号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第45号、鳥羽市職員の定年等に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第45号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第46号、鳥羽市職員給与条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第46号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第47号、鳥羽市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第47号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第48号、鳥羽市職員の退職手当に関する条例等の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第48号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第49号、鳥羽市ふるさと創生基金条例の一部改正について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第49号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第50号、訴訟上の和解について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第50号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第51号、三重県市町総合事務組合規約の変更に関する協議について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第51号については、原案どおり可決することに決定しました。

次に、議案第52号、鳥羽志勢広域連合の処理する事務の変更及び規約の変更に関する協議について、原案どおり可決することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

○浜口一利委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第52号については、原案どおり可決することに決定しました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました議案の審査は全て終了しました。

以上で本日の委員会を終わりたいと思いますが、当委員会における委員長報告につきましては、ご一任をお願いします。

これをもちまして、行政常任委員会を散会します。

ご苦労さまでした。ありがとうございます。

(午前11時48分 散会)

委員長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和4年12月12日

行政常任委員長 浜 口 一 利